

令和2年7月31日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年7月31日（金） 午後4時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 34 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 35 号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて
- 議案第 36 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 37 号 非農地証明申請について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

協議事項

- 第 1 号 農業委員協議会 令和元年度決算について
- 第 2 号 第23期農業委員会（公募制第1期）を振り返って（総括・意見交換）

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	4 番 倉本 寛	5 番 水場 守信
6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司	9 番 今井 満
10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満	13 番 灰原 松二
14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘	18 番 石田 尚則
19 番 北村 正次			

欠席委員

3 番 池田 勝憲

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 須賀課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後4時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第7回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、18番 石田委員、2番 横段委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、3番 池田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、「令和元年度 呉市農業委員会委員協議会決算書」を送付しています。本日配布した資料は、「JAくれだより第72号」を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町大字原畑字田中〇〇〇番〇、地目は畑、面積は合計で24㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で遠距離に居住しており、耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、花を作付けするものです。経営面積は、自作地だけで41アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。譲渡人は、高齢で耕作できないということで、他の土地、建物とともに贈与するというので、譲受人は、これまでに花を栽培しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、蒲刈町向字池成〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は848㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は、自宅に近い申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。営農計画につきましては、スモモ及び野菜を作付けする予定です。経営面積につきましては、自作地だけで約40アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。申請地は、譲受人の自宅に近く、母親と一緒に耕作するというところで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、豊浜町大字豊島字吉原〇〇〇〇番〇ほか4筆、地目は畑、面積は合計で1,455㎡の農振農用地区域内の農地及び第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、高齢で耕作困難なため、無償贈与の上、所有権を移転するもので、譲受人は、譲渡人の要望により申請地を譲り受け、新規就農するものです。営農計画につきましては、みかん等の果樹を栽培する予定です。経営面積につきましては、申請地だけで約14アールありますので、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。息子に生前贈与するというところで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：つぎに、議案第35号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」を議題とし

ます。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の案件について説明します。令和2年7月1日付けで、農地法第3条の規定による許可処分取消願が提出されましたので、審議を求めるものです。これは、令和2年5月の農業委員会総会において審議され、令和2年5月29日付け農委指令第22号で許可した案件ですが、その後、新型コロナの影響により、収穫物の出荷先がなくなったため、許可の取消をする旨の申出があり、双方協議の上、許可の取消願が提出されたものです。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり承認と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり承認と決定します。

議長：つぎに、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字長通〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で2,513㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル960枚、発電容量199.8kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画認定済で、中国電力との電力供給契約については、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力供給契約が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。申請地は、苗代地区の優良農地で、太陽光発電として使われることは、残念ではありますが、やむを得ないと思います。排水計画は、現地に即した計画にするよう指導しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、音戸町波多見9丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は232㎡の第2種農地です。転用の目的は、実家の工務店に隣接する当該農地を駐車場及び資材置場等として使用するため所有権を移転するものです。規模等につきましては、駐車場2区画、資材倉庫18.2㎡ほか進入路、資材置場を整備する計画です。なお、資材倉庫につきましては、譲渡人が農業用倉庫として使用していた倉庫を資材倉庫として利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

向井委員：6番 向井です。申請地は、譲受人の実家の工務店に近く、駐車場及び資材置場として利用するというので、問題ないと思います。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,657㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備用地として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、太陽光パネル284枚、発電容量49.5kwを整備する計画です。関係法令については、電気事業者による改正再エネ特措法に基づく、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みです。また、中国電力との電力供給契約についても、経済産業省の認定書の写しの提出、確認受理をもって電力供給契約が成立済みです。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地の隣接地も太陽光発電が設置されていて、排水計画は、現地に即した計画にするよう指導しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町内海北4丁目〇〇〇番〇ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で737㎡の第2種農地です。転用目的は、駐車場及び庭敷として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、駐車場16区画及び庭敷を整備する計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、県道に面しており、譲受人の所有地と一体で、事業用の駐車場等に利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、倉橋町字飛路井〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,927㎡の農振農用地区域内の第2種農地です。転用の目的は、消波ブロックの製造用地及び現場事務所等として使用するため、賃借し、一時転用するものです。規模等につきましては、消波ブロック製造用地1,200㎡、成果品ブロック置場600㎡、現場事務所2棟13㎡ほか進入路を整備し、転用期間終了後は、農地に復元する計画です。なお、農振農用地区域内にある農地の転用は、原則、許可することができないとなっておりますが、本件転用は、広島県が実施する農地保全整備事業に係る資材置場等として使用するもので公益性が高く、転用期間は1年であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農地転用許可の不許可の例外規定（施行令第4条第1項第1号）に該当しますので、許可、不許可の審議を諮るものです。その他、関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。申請地は、昨年度も譲受人が一時転用で利用しており、後で農地に戻

してもらえれば、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町大字女子畑字楠木〇〇〇〇番、地目は田、面積は678㎡の農振農用区域内の農地です。この申請は、一時転用に係るもので、隣接地に太陽光発電設備を設置するため、資材置場として利用するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、農地転用許可済の隣接地に、太陽光発電を設置するための資材置場として利用し、後で農地に戻すということで、問題ないと思います。資材搬入に狭い里道を通るということで、周りの農地に迷惑をかけることのないよう伝えました。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第37号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町大字三津口字古城〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は58㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和50年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は、山林になっており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の8ページから9ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、8ページの農地法第4条の規定による届出が2件、9ページの農地法第5条の規定による届出が2件、計4件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：つぎに、協議事項「第1号 農業委員協議会 令和元年度決算について」事務局の説明をお願いします。

事 務 局：説明を行う。

議 長：引き続き、監査委員より監査報告をお願いします。

土 井 委 員：監査の土井です。令和2年7月27日に令和元年度呉市農業委員会委員協議会の決算審査を行い、諸帳簿、領収書等 関係書類を確認し、すべて正確かつ適正に処理されていたことを認めましたので、報告します。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

上 田 委 員：残額は清算して、繰越しはゼロにすべきではないか。

灰 原 委 員：今回は、コロナの関係で解散会ができなくて、残額が多いから、清算して返金すべきではないか。

亀 山 委 員：今回の残額から3年前の繰越金を引いた金額を返金したらいいと思う。

生 田 委 員：清算してゼロにしてもいいと思うが、残額を後日に延ばして、このメンバーで集まって、会食などする方法もあるのではないか。

倉 本 委 員：取り決めがなければ、社会通念上、3年ごとに返金すべきではないか。

議 長：3年前の繰越金が22,309円ありますので、今回の残額から差し引いた金額を、皆様に返金ということによろしいですか。挙手をお願いします。

議 場：挙手多数

議 長：挙手多数ですので、承認と決定します。振込手数料を差し引いた金額を、皆様の報酬振込口座に振り込みます。

議 長：つぎに、協議事項 第2号 第23期農業委員会（公募制第1期）を振り返って（総括・意見交換）」の協議に移ります。3年間の活動を通じて、反省点や次期に活かしたい事柄など、ご発言をお願いしたいと思います。

林 委 員：私から、3点について、意見を言わせていただきたいと思います。1つ目は、3条申請で、申請地の中に農業用施設があった場合の分筆を求める基準についてです。当事者間で、売買の話がまとまって申請したにもかかわらず、申請地の中に作業場があったため、分筆を求められ、分筆には多額の費用がかかるので、売買の話がダメになったことがありました。分筆を求める明確な基準がないと、不信感を抱く恐れがあります。2つ目は、3条許可した土地が、1年以上経っても何も植えられずに、不法投棄されているところがあります。1月に農地パトロールをして、最近になって、事務局に確認してもらいましたが、適切に対応しないと付近から苦情が出ておりますので、農業委員会としての早急な対応をお願いします。3つ目は、近年、農業者の減少や高齢化で、人材不足の状況下で、農地利用最適化推進委員を地域で推薦し、地域振興のため公務を行ってもらっています。その評価結果の公表について、選定結果を公表するのはいいとしても、評価点まで公表するのは、問題があると考えます。地域によっては、点数差もあることから、新たに候補者を推薦することが難しくなりますので、是正をお願いします。

倉 本 委 員：呉市の農業が、10年後どうなっているかを考えると、高齢化による耕作放棄など非常に心配している。農業委員会、JA、農林水産課が、力を合わせて、農業振興に取り組んでほしい。

土 井 委 員：放任園対策と有害鳥獣対策で、中央と現場でズレがあると思うので、現場に即した対策を立ててほしい。果樹園は、春の防除を怠ると、復活が難しくなる。耕作放棄する人の情報を早めにキャッチし、放任園にしない対策が重要である。

生 田 委 員：私から、2点について、要望します。1つ目は、広島で年2回研修会があるが、この2年間、他の市町と比べて参加する人が少ない。事務局も参加して、受付で人数分の資料を受け取って、出席委員に配るなどしてほしい。2つ目は、3年前から、農業委員の選任が選挙から公募型に変わって、これまでは、地域のまとめ役の農業者がなっていたが、地域に貢献していない方の選出も見受けられ、問題だと思う。

議 長：貴重なご意見ありがとうございました。今後、次期農業委員、事務局職員は、このご意見を踏まえて、呉市の農業を活性化していけたらと思います。

今限りで、退任される委員の皆様より、ひと言ご挨拶を頂きたいと思います。順に指名しますので、よろしく申し上げます。1番 生田 政行 委員。平成26年に就任され、6年間の在職期間です。

生田委員：選挙と公募を経験させていただき、この6年間いろいろなことを勉強させていただきました。これからも地域のために頑張っていきたいと思います。

議長：続きまして、4番 倉本 寛 委員。平成8年に就任され、24年間の在職期間です。

倉本委員：最近の世界情勢をみると、農業は国の宝であり、大事にしないといけないと思います。長い間ありがとうございました。

議長：続きまして、5番 水場 守信 委員。平成8年に就任され、24年間の在職期間です。

水場委員：2年前の豪雨災害と有害鳥獣でダメになった農地をなんとかしようとして一生懸命に頑張ってきました。最近ハウスの中にもイノシシが入ってきます。呉市に撃ってくれと言ったら、2週間待ってくれと言われました。これではいけないと思います。有害鳥獣対策が一番大切なことだと思います。これからもよろしくお願いします。

議長：続きまして、6番 向井 幸弘 委員。平成29年に就任され、3年間の在職期間です。

向井委員：3年間、耕作放棄地の解消に努めてきました。これからもよろしくお願いします。

議長：続きまして、7番 林 武彦 委員。昭和53年に就任され、41年間の在職期間です。

林委員：農業委員会は、申請が出て、公平な気持ちで農地法に照らして、可否を決定する組織です。農家に信頼される農業委員会になっていただきたいと思います。長い間ありがとうございました。

議長：続きまして、10番 上田 勝則 委員。平成29年に就任され、3年間の在職期間です。

上田委員：前から、安浦で下限面積3反は多いと思っていたのですが、これを1反にすることができて、地域のためによかったと思います。3年間、ありがとうございました。

議長：続きまして、16番 土井 光弘 委員。平成23年に就任され、9年間の在職期間です。

土井委員：農業委員としては、今日で終わりですが、これからは、現場のより身近なところで農業委員会の仕事をさせていただければと思います。9年間、ありがとうございました。

議長：今日は、欠席されていますが、3番 池田 勝憲 委員。平成15年に就任され、17年間の在職期間でした。以上8名の委員の皆様、大変お世話になりました。

以上で、令和2年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。本日のご審議、誠にありがとうございました。

この委員での総会は今回で最後となり、明日以降は新たな農業委員、農業委員会での活動となります。

これまでのご協力、誠にありがとうございました。

(午後5時30分)